



平成 27 年 3 月 25 日

各位

会社名 株式会社 SmartEbook.com
代表者名 代表取締役社長 假屋 勝
(JASDAQ・コード 2330)
問合せ先 取締役管理本部長 飯田 潔
TEL 03-6262-1056

第三者割当てにより発行される第 1 回無担保転換社債型新株予約権付社債及び第 6 回新株予約権の発行に係る払込完了に関するお知らせ

当社は、平成 27 年 3 月 9 日開催の取締役会において決議いたしました、J トラストベンチャーキャピタル合同会社（以下「J トラストベンチャーキャピタル」といいます。）を引受先とする、第三者割当てによる第 1 回無担保転換社債型新株予約権付社債（以下「本新株予約権付社債」といいます。）及び第 6 回新株予約権（以下「本新株予約権」といいます。）の発行につきまして、本日、J トラストベンチャーキャピタルから総額 614,040,000 円の払込が完了したことを確認しましたので、お知らせいたします。

なお、本新株予約権付社債及び本新株予約権に関する詳細につきましては、平成 27 年 3 月 9 日付「第三者割当てにより発行される第 1 回無担保転換社債型新株予約権付社債及び第 6 回新株予約権の発行に係る払込完了に関するお知らせ」をご参照ください。

1. 本新株予約権付社債の概要

(1) 払込期日	平成 27 年 3 月 25 日
(2) 新株予約権の総数	6 個
(3) 社債及び新株予約権の発行価額	各社債の発行価額は 100,000,000 円 (額面 100 円につき金 100 円) 本転換社債型新株予約権の発行価額は無償
(4) 当該発行による潜在株式数	2,238,805 株
(5) 資金調達額	600,000,000 円
(6) 転換価額	268 円
(7) 募集又は割当方法 (割当予定先)	第三者割当ての方法により、次の者に割り当てます。 J トラストベンチャーキャピタル : 600,000,000 円
(8) 利率	年 5.0%
(9) その他	(i) 転換価額及び対象株式数の固定

	<p>本新株予約権付社債は、転換価額固定型であり、価格修正条項付きのいわゆる MSCB や MS ワラントとは異なるものであります。</p> <p>(ii) 譲渡制限 本新株予約権付社債の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとされています。</p> <p>(iii) その他 上記各号については、金融商品取引法に基づく届出の効力発生を条件とします。</p>
--	---

2. 本新株予約権の概要

(1) 割当日	平成 27 年 3 月 25 日
(2) 新株予約権の総数	18,000 個 (新株予約権 1 個当たり 100 株)
(3) 発行価額	総額 14,040,000 円 (新株予約権 1 個当たり 780 円)
(4) 当該発行による潜在株式数	1,800,000 株
(5) 資金調達の内訳	<p>410,040,000 円</p> <p>(内訳)</p> <p>新株予約権発行分 14,040,000 円</p> <p>新株予約権行使分 396,000,000 円</p>
(6) 行使価額	220 円
(7) 募集又は割当て方法 (割当予定先)	<p>第三者割当ての方法により、次の者に割り当てます。</p> <p>J トラストベンチャーキャピタル : 18,000 個</p>
(8) その他	<p>(i) 行使価額及び対象株式数の固定 本新株予約権は、行使価額固定型であり、価格修正条項付きのいわゆる MSCB や MS ワラントとは異なるものであります。</p> <p>(ii) 本新株予約権の行使指示 当社と割当予定先との間で締結する予定の新株予約権割当契約において、行使可能期間中の 10 連続取引日 (終値のない日が当該期間内にあった場合は、当該日を除いた 10 連続取引日) のいずれの日においても、株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値が 268 円を上回った場合、当社は、行使すべき本新株予約権の数 (行使指示できる予約権の数には特に制限等はございません。) を指定したうえで、当社の指定する様式の書面を本新株予約権者に提出することにより、本新株予約権を行使するべき旨を指示 (以下「行使指示」という) することができ、本新株予約権者は、行使指示が行われた日から 10 取引日以内に、行使指示に従って、行使指示において指定された数の本新株予約権を行使しなければならない旨が定められ</p>

	<p>る予定です。</p> <p>(iii) 本新株予約権の行使期間内に、株価が行使価格を下回って推移し行使が行われない場合、及び株価が行使価格を上回るものの行使が行われない場合であつてかつ当社が行使指示を行うことができる条件を満たさないときは、新株予約権の払込金額の総額に新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額を合算した金額は減少します。</p> <p>(iv) 譲渡制限 本新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとされています。</p> <p>(v) その他 上記各号については、金融商品取引法に基づく届出の効力発生を条件とします。</p>
--	---

以上